

## 第5 2課 知的財産権

近年、重要な財産権としてますます注目を集めているのが、著作権や特許権、商標権などの「知的財産権」といわれる種類の権利である。知的財産権とは、財産的価値のある「情報」を対象とする権利である点で有体物を対象とする物権と異なり、また、特定の人に対する権利ではない点で債権とも異なる権利であって、財産権ではあるが、日本では民法には規定はなく、権利の種類に応じて、それぞれ、著作権法、特許法、商標法などの個別の法律で規律され、権利の保護が図られている。

知的財産権は、要するに財産的価値のある情報を**独占的・排他的に使用・収益・処分することのできる権利**である。

本来、情報の利用は自由であり、文化や芸術・科学技術などは、先人の業績を利用することにより発展してきたのである。より簡単に言えば、どんな学問でも、科学でも、商売でも、すぐれたものの「まねをする」つまり模倣をすることによって発達してきた。しかし、誰かが独自に作り出した技術や芸術などの模倣を一切放任しておく、社会にマイナスの影響が出る。つまり、人が懸命に考え、努力をし、何か新しいものを作り出したとしても、それがすぐ他人に自由に模倣されてしまい、挙げ句の果てはせっかくの発明などをいわば横取りされてそれを商売に使われ、他人に大もうけをされてしまうようでは、人は新たな発明や創作活動をする意欲を失ってしまうのである。このような理由から、財産的価値のある創作や発明などの情報を知的財産権として法的に保護し、それを作り出した人に一定範囲で独占権を与えることによって、新たな知的・精神的活動をすることをいわば奨励するために「知的財産法」が発達してきたのである。

日本では、知的財産権に分類されるものとしては、**著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権**が代表的なものであるが、知的財産権は必ずしもこれらに限られるものではなく、このほかにも、商号や営業秘密、商品形態なども法的保護を与えられている。

このような知的財産権を保護する一連の法律を「知的財産法」というが、知的財産法は、単に私人間の権利義務関係を規律するというにとどまらず、市場における不公正な商売のやり方を排除するなど、一国、あるいはさらに進んで国際市場における競争原理や経済秩序を維持するという公法的な側面も併せ持っており、また、国際的・普遍的な性格を持っていることから、**国際条約**などによって早くから統一化が図られている法分野でもあり、知的財産権を学習するに当たっては、この様な国際条約にも充分注意をする必要がある。

## 1 重要語句

### a 独占的・排他的な使用・収益・処分

知的財産権は、対象が有体物ではないが、性質としては物権に似た権利であるといつてよい。すなわち、権利者は、その権利の対象（例えば、特許であれば「発明」）を自分で使用し、それを使って利益を上げ、また、だれかに譲渡してもよい。

### b 著作権

「著作物」を対象とする権利である。「著作物」とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」（著作権法第2条第1項第1号）と定義されている。登録を必要とせず、著作を行った時点で権利が発生するが、思想や感情、あるいはアイデアそのものが保護されるのではなく、それらを「表現したもの」が保護されることに注意を要する。

### c 特許権

「発明」を対象とする、登録を要する権利である。「発明」とは、「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」（特許法第2条第1項）と定義されている。特許権・実用新案権・意匠権・商標権の4つをまとめて「工業所有権」という。

### d 実用新案権

「考案」を対象とする、登録を要する権利である。「考案」とは、「自然法則を利用した技術的思想の創作」（実用新案法第2条第1項）とされている。特許権のもう少し簡単なものだと思えばよい。ちょっとした工夫に保護を与えるもので、台所用品などに多くの例が見られる。

### e 意匠権

「意匠」を対象とする、登録を要する権利であり、「意匠」とは「物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるもの」（意匠法第2条第1項）とされているが、要するに「デザイン」のことである。

### f 商標権

商品やサービスに使用される標章（商標法第2条第1項）を対象とする、登録を要する権利である。まわりを見渡せば、世の中は商標だらけである。「**Trademark Registered**」とか「**®**」などの文字や記号がついていることが多い。有名なところでは「**Windows®**」あるいは「**Panasonic**」ベトナムでは「**LiOA®**」など。

### g 国際条約

「工業所有権保護に関するパリ条約」、「ベルヌ条約」、「万国著作権条約」、WTOの「TRIPS協定」などが重要。